宿泊税の制度について

目次

- 1 法定外目的税の検討に当たっての留意事項
- 2 宿泊税導入自治体の事例の整理
 - (1) 課税客体、課税標準及び納税義務者について
 - (2) 徴収方法、特別徴収義務者、納付(納入) 期限について
 - (3) 課税を行う期間(見直しを行う期間)について
 - (4)税率、免税点について
 - (5)課税免除について
 - (6)特別徴収義務者の負担を軽減する措置について
 - (7) 入湯税の改正について

- •••• 3P
- •••• 7P
- •••• 8P
- ••••• 10P
 - • • 12P
 - • • 13P
 - ••••• 15P
 - • • 17P
 - • • 21P

- 法定外目的税(宿泊税を含む)の制定にあたっては、総務大臣から同意を得る必要がある(地方税法第731 条第2項)。
- 総務大臣の同意にあたって、地方税法第733条に規定された3要件のいずれかに該当する場合は、総務大臣の同意が行われない。(=宿泊税を徴収できないこととなる。)
- ■地方税法(昭和25年法律第226号)(下線は注釈)

(法定外目的税の新設変更)

- 第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。
- 2 道府県又は<u>市町村は、法定外目的税の新設</u>又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)<u>をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければなら</u>ない。
- 3 略

(総務大臣の同意)

- 第七百三十三条 <u>総務大臣は、</u>第七百三十一条第二項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的 税について次に掲げる事中のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。
 - 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、<u>住民の負担が著しく過重となること。</u>
 - 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
 - 三前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

- 〇 前ページの3要件については、総務省から下記のとおり補足されている。
- ■「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」(平成15年総税企第 179号)(下線は注釈)
- 第1. 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準
 - 2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等
 - (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は他の地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
 - (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
 - (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策及び租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

- また、法定外目的税の制定にあたっては、総務省から下記のとおり留意事項が示されているため、これらの 事項に留意して、制度を設計する必要がある。
- ■「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」(平成15年総税企第 179号)(下線は注釈)
- 第5. 法定外税の検討に際しての留意事項
 - 2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、<u>税を手段とすることがふさわしいものであるか、</u> 税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要がある こと、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な 検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが 必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要で あること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議 会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に 係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。

〇 以上から、法定外目的税(=宿泊税)の検討に当たっては、特に下記の事項について議論する必要がある。

	検討すべき主な論点	資料
1	当該税収入を必要とする財政需要があるか。	資料1
2	当該税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないか。	資料1
3	当該税収入を確保できる税源があるか。	前回資料2
4	当該税は公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないか。	資料2(本資料)
5	当該税の徴収方法、課税を行う期間等	資料2(本資料)

- 45については、下記のような事項について議論を行うことが考えられる。
 - (1) 課税客体、課税標準及び納税義務者
 - (2) 徵収方法、特別徵収義務者、納付(納入)期限
 - (3) 課税を行う期間(見直しを行う期間)
 - (4) 税率、免税点
 - (5) 課税免除
 - (6) 特別徴収義務者の負担を軽減する措置

- 宿泊税の導入・運用における課題と利点について、先行自治体における分析は下記のとおり。(熊本市調査による。n=9,複数回答)
 - ⇒ 利点
 - ・観光需要に対応するための安定的な財源が確保でき、<u>より充実した観光振興施策の実施が可能となった</u> (9団体)
 - ・ コロナ禍などの非常時に宿泊施設支援策に活用できる(1団体)
 - ⇒ 課題
 - ・特別徴収義務者に一定の事務負担が生じている(5団体)
 - 使途の明確化や検証が不十分(4団体)
 - 宿泊税に関する周知の不足(2団体)
 - ・徴収事務が複雑でわかりにくい(1団体)
 - 宿泊事業者に金銭的負担が生じている(1団体)
 - ・低価格帯の宿泊者の負担割合が大きい(1団体)
 - 課税免除の制度が複雑(1団体)
 - ・一部の事業者から継続して反対の声が聞かれる(1団体)
- 〇 宿泊税導入による宿泊者客数への影響について、先行自治体における分析は下記のとおり。(熊本市調査による。 n = 9)
 - ⇒ 影響はなかった(4団体)
 - ⇒ わからない(5団体)

(1)課税客体、課税標準及び納税義務者について

〇 先行自治体の状況は下記のとおり。

団体名	課税客体	課税標準	納税義務者
東京都	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所		
大阪府 福岡県 北九州市 等	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	宿泊数	宿泊者
北海道俱知安町	カの京泊佐部への京泊 <u>に</u> 英	宿泊料金	
福岡市 京都市 長崎市 等	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	宿泊数	

○ 東京都を除く全ての導入自治体が、「ホテル」「旅館」等のほか「民泊施設」も課税の対象としており、 また全ての導入自治体において、課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数(または宿泊料金)を課税標準、 その宿泊者を納税義務者としている。

- ※ 長期滞在者や観光目的以外での来訪者について
 - 先行自治体における分析は下記のとおり(熊本市調査による。n=9)
 - ⇒ 配慮の必要性を検討した結果、一般観光客と同等の扱いとした(5団体)
 - ・来訪の目的に関わらず、行政サービスの受益の程度は同等であるため(5団体)
 - ・滞在の長短に関わらず、その期間に応じた量の行政サービスを受けているため(1団体)
 - ・目的や滞在期間によって取り扱いを変えることで<u>制度が複雑になり、特別徴収義務者の負担も増えるため</u>(1団体)
 - ・修学旅行生やビジネス客が利用するような施設の宿泊客には課税しないよう配慮し、免税点(1人1泊 1万円)を設けているため(1団体)
 - ⇒ 検討しなかった(4団体)
 - ※ 令和6年度以降の宿泊税導入団体においても、長期滞在者や観光目的以外の来訪者についての配慮等は行っていない。
 - 大津町においては、観光客のみならず、ビジネス客の来訪に伴う行政需要に対する施策についても、宿泊 税の使途に含める想定であることに留意する必要がある。

(2) 徴収方法、特別徴収義務者、納付(納入) 期限について

〇 先行自治体の状況は下記のとおり。

団体名	徴収方法	特別徴収義務者	納入期限
全ての導入自治体	特別徴収 ※ 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を 徴収し、自治体に納入する。	宿泊事業者等	毎月末日までに、 前月の初日から末 日までの分の宿泊 税を自治体に納入 ※ 一定の要件を満たす 場合は、3 か月ごとの 申告納付が可能

- O 全ての導入自治体において、宿泊税の徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等としている。
- 申告期限についても、全ての導入自治体が、毎月末日までに前月分を申告納入すること(一定の要件を満 たす場合は3か月ごとの申告納入が可能)としている。

- ※ 民泊等小規模事業者に対する配慮について
 - 先行自治体における分析は下記のとおり(熊本市調査による。n=9)
 - ⇒ 特別徴収に係る事務負担軽減のために配慮している事例があるか
 - <u>すべての自治体で、申告納入額が一定を超えない事業者に対し、特別徴収の事務負担軽減措置として、</u> 「申告特例制度」を設けている
 - ・さらに、<u>同一の特別徴収義務者が経営する宿泊施設について、一定の要件を満たす場合に合算申告を</u> 認めている自治体がある
 - 申告特例制度・・・宿泊税の申告納入実績が一定の金額以下であるなど、規定の要件を満たす場合には、特別徴収義 務者の事務負担軽減と効率化の観点から、申請により3ヶ月分をまとめて申告納入する特例制度
 - ⇒ 従業員が常駐していない宿泊施設での徴収方法の事例
 - 事前決裁(OTAサイト等)の際に、宿泊料金と合わせて徴収
 - ・施設内に設置した集金BOXにて回収
 - 券売機

(3) 課税を行う期間(見直しを行う期間)について

- 前述の総務省通知において、「法定外税の課税を行う期間については、(中略)原則として一定の課税を 行う期間を定めることが適当であること。」とされている。
- 〇 先行自治体の状況は下記のとおり。

団体名	課税を行う期間(見直しを行う期間)
広島県 札幌市 京都市 等	条例施行後5年
福岡県 福岡市 北九州市 等	条例施行後3年(その後は5年)
岐阜市 長崎市	条例施行後3年
熊本市	条例施行後2年※(その後は5年)

[※] 熊本市は、外部検討委員会において、導入初期においては、制度の不具合を早急に把握して適切に対処する必要があり、できるだけ早期に検証する必要があるとの意見が多く見られため、まずは2年で見直しを行うこととしている。

(4)税率、免税点について

〇 先行自治体の状況は下記のとおり。

課税団体	京都市金沢市		倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
₹H 校	①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円 今後、高価格帯の宿泊料金に対して の宿泊税の改正を予定している。	(1)2万円未満:200円 ②2万円以上:500円		①2万円未満:150円 ②2万円以上:450円 県税として+	一律150円 -50円を徴収	①1万円未満:100円 ②1万円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:500円
~1万円	200円	200円	200円(1万円の場合)	150円	150円	100円
~1.5万円	200円	200円	300円(1万5千円の場合)	150円	150円	200円
~2万円	200円	200円	400円(2万円の場合)	150円	150円	200円
~5万円	500円	500円	1,000円(5万円の場合)	450円	150円	500円
5万円~	1,000円	500円	1,600円(8万円の場合)	450円	150円	500円

[※]基礎自治体はすべて宿泊料金による免税点は設けていない。

(4)税率、免税点について

- 先行自治体における分析は下記のとおり(熊本市調査による。n=6)
 - ⇒ 税率の設定にあたり考慮された点
 - 新たな観光振興施策を行うために必要となる規模の税収を確保できること
 - ・先行自治体の例を踏まえ、納税者にとって過重な負担とならないこと
 - ・宿泊事業者の事務負担軽減の観点から簡素な制度とすることが望ましいこと
 - ・課税の公平性の観点から、宿泊料金(担税力)に応じた税率設定も考慮すべきこと
- ⇒ 上記を踏まえて設定された税率の傾向
 - 1人1泊当たりの基本税率(最低負担額)を200円とする自治体が多い
 - ・宿泊料金(担税力)に見合った負担を求めるため、税率区分を設けている自治体が多い
 - 宿泊者は一様に一定程度の行政サービスを享受しているため、<u>応益性や公平性の観点から、免税点を</u> <u>設けていない</u>
 - ※令和6年度以降での導入団体においても、基本税率を200円とする自治体が多い
- ⇒ 現行の税率に課題があるか
 - ・低価格帯の宿泊者の負担が大きいとの意見もあり、現在対応を検討中(1団体)

(5)課税免除について

〇 先行自治体の状況は下記のとおり。

団体名	課税免除対象
福岡県 福岡市 北九州市 等	課税免除なし
広島県 京都市 長崎市 等	・修学旅行等行事の参加者
静岡県熱海市 岐阜県高山市 岐阜県下呂市	・修学旅行等行事の参加者・年齢12歳未満の者
札幌市 北海道函館市 北海道旭川市 等	・修学旅行等行事の参加者・認定こども園、保育所等の行事の参加者

(5) 課税免除について

- 先行自治体における分析は下記のとおり(熊本市調査による。n=9)
 - ⇒ 課税免除設定の検討にあたり考慮された点
 - ・宿泊事業者の事務負担軽減のため、簡素な制度とすることが望ましいこと
 - 宿泊者は一定の行政サービスを享受していること
 - 修学旅行生や学校行事は教育活動の一環であり、公益性があること
 - 修学旅行生は将来にわたる観光客誘致につながるという見方ができること
 - ⇒ 上記を踏まえた各都市の課税免除設定の傾向
 - ・宿泊者が享受する行政サービスの受益の程度は旅行の形態に関わらず同等であること、宿泊事業者において、免除対象者の確認作業で事務負担が増えること等を勘案し、免除措置をもうけていない自治体が多かったが、<u>令和6年以降導入団体については、教育旅行に適している観光特徴の自治体が多いことや、道、県レベルで設定している場合が多く、事業者の混乱を嫌い、免除設定を設ける</u>自治体が多くなっている。
 - ⇒ 現行の制度に問題があるか
 - ・修学旅行生やキャンプ場を課税免除の対象にできないかとの要望を受けている(1団体)
 - ・課税免除の対象範囲が広く複雑な制度となっているため、見直し年に検証を行いたい(1団体)

(6) 特別徴収義務者の負担を軽減する措置について

- ① 特別徴収交付金制度
- 〇 先行自治体の状況は下記のとおり。

※R6以降導入団体は全団体導入している。

京都市(京都府)	倶知安町 (北海道)	福岡市·北九州市 (福岡県)	長崎市 (長崎県)	東京都	大阪府
	宿泊税特別徴収義務者徴収奨 励金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴 収奨励金
(令和6年度以降は2.5%) 【交付上限額】 200万円	内完納額の3.0% (令和6年度以降は2.5%) ②期限内に未納の月がある: 納期内完納額の2.5% ③加算金を伴う増額更生:期	7年度以降は2.5%)	【交付上限額】 50万円	100万円	①すべて期限内に完納:納期内完納額の3.0% ②期限内に未納の月がある:納期内完納額の2.5% ③加算金を伴う増額更生: 期限内完納額の1.5%

○ 宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、徴収に係る事務的負担や経費的負担を課すことになる ため、納期内に納入した宿泊税額に応じて交付金等を支給する制度を設けている自治体がある。

(6) 特別徴収義務者の負担を軽減する措置について

② システム整備費用への助成

※R6以降導入団体はほとんどの団体で設定されている。

○ 長崎市では、特別徴収交付金のほかシステム整備費に特化した助成制度を実施

補助率制度名称	長崎市宿泊税システム整備費補助金
補助率・限度額	補助率:1/2 補助限度額:50万円
申請実績	39事業者/約200事業者
補助対象経費	宿泊税に伴って発生する既存のレジシステムの回収又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの 購入に係る経費 【整備対象列】 ・レジシステム改修 ・ソフトウェア購入 ・PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器 ・POSレジ、モバイルPOSレジ、宿泊税利用券売機

- ⇒ 長崎市以外の自治体がシステム整備への助成制度を設けなかった理由(n=8,複数回答)
 - 特別徴収の事務負担に対する交付金をシステム整備費用に充てることができるため(8団体)
 - ・当時はシステム化が一般的でなかったため(1団体)
 - 事業者からの要望がなかったため(1団体)

(6) 特別徴収義務者の負担を軽減する措置について

自治体名	熊本県熊本市	北海道札幌市	岐阜県下呂市	宮城県仙台市	岐阜県松江市
補助制度名称	熊本市宿泊税レジシステム等 整備費補助金	札幌市宿泊税システム整備費 補助金	下呂市宿泊税システム整備費補助 金 (令和7年度限り)	仙台市宿泊税レジシステム改 修補助金 (令和6年10月4日~令和8年 2月27日)	松江市宿泊税レジシステム改修等補助金(令和7年6月2日 (月)から令和7年12月26日 (金)まで
補助率・限度額	に以下の条件で交付します。	2分の1 宿泊施設ごとに 上限50万円	10分の10	以下の条件で交付します。 標準補助上限額 150万円 補助率	補助対象経費の2分の1。 ただし、補助事業者が市内に 有する宿泊施設(補助事業に 係るものに限る。)の数に25 万円を乗じて得た額を上限と する。
補助対象経費	購入	ソフトウェアの購入 PC、タブレット端末、プリン ター、スキャナー及びそれらの	※経常的経費、交際費及び飲食費、 他の補助金等の交付対象となって	新たなレジシステムの構築 ハードウェア及びソフトウェア	宿泊税導入に伴い必要となった次に掲げる事務又は事業に係る経費。 既存のレジシステムの改修新たなレジシステムの構築ハードウェア及びソフトウェアの購入(メーカー直販又は家電量販店からの購入に限る。)

(6)特別徴収義務者の負担を軽減する措置について

- ⇒ 事務負担の軽減に関する特別徴収義務者からの意見(熊本市調査による。n=9,複数回答)
 - ・特別徴収交付金の金額を上げて欲しい(3団体)
 - ・特別徴収交付金があり助かっている(2団体)
 - ・制度導入後5年間の特別徴収交付金引き上げ措置を延長して欲しい(1団体)
 - ・特段意見はあっていない(4団体)

(7)入湯税の改正について

- 入湯税は「環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに 観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てる」ことが可能な法定目的税であるため、宿泊 税を観光施策の費用に充当できることとする場合には、入湯税と宿泊税の関係(目的・使途等)を整理する 必要がある。
- つ 先行自治体の状況は下記のとおり。

※ R6以降導入団体では、税額を上げた1団体(宿泊税導入による理由ではない)があるが、その団体以外は改正はしていない。

事例	市町村						
自治体名	大津町	熊本市	京都市 (京都府)	倶知安町 (北海道)	福岡市 (福岡県)	北九州市 (福岡県)	長崎市 (長崎県)
入湯税制度	1人1日につき 150円	1人1日につき 150円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …70円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …50円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …50円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …30円
宿泊税導入に伴 う改正	-	改正していない	改正していない	改正していない	改正 <u>導入前は1人1泊につき</u> <u>150円</u>	改正していない	改正していない

(7) 入湯税の改正について

- 先行自治体における分析は下記のとおり(熊本市調査による。n=6)
 - ⇒ 改正した(1団体)
 - ⇒ 検討した結果、改正しなかった(3団体)
 - 入湯税を廃止して宿泊税への一本化を検討したが、入湯税は本来課税すべきものとされているため、 廃止は難しいという結論に至った(1団体)
 - 入湯税と宿泊税は、使途・目的・課税客体等が異なる点、また入湯税は住民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切であることから、制度改正は行わないこととした(2団体)
 - ⇒ 改正しなかった(2団体)